

令和6年度 第1回 高松市総合都市交通計画推進協議会

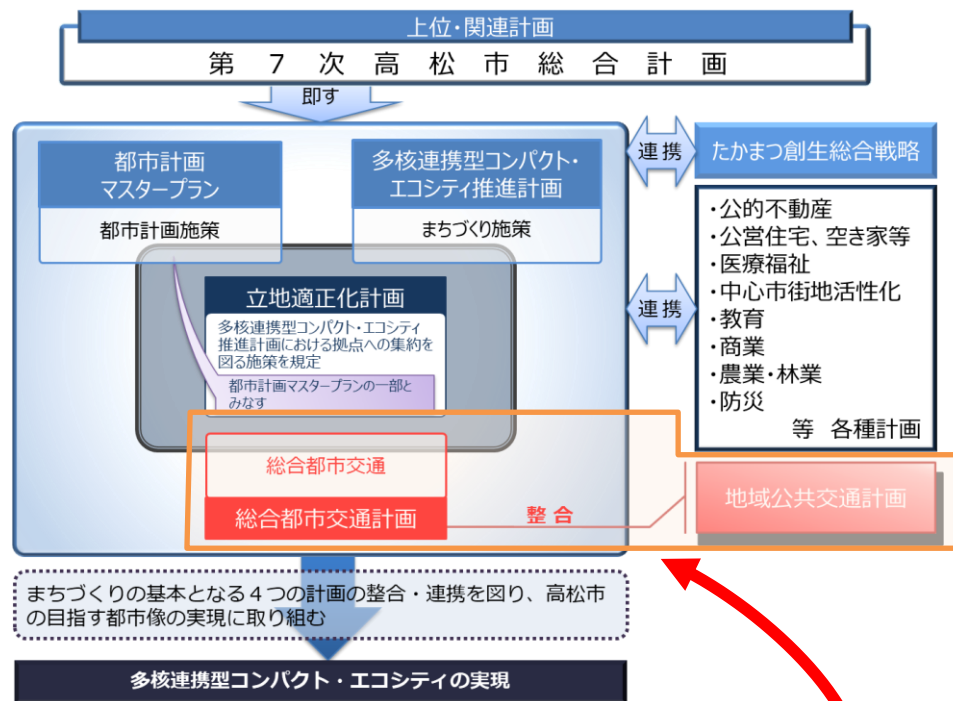
高松市総合都市交通計画の改定について

令和6年5月2日（木）

1 総合都市交通計画の改定の背景

総合都市交通計画と地域公共交通計画

	総合都市交通計画 (総合交通戦略)	地域公共交通計画
根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ・都市・地域総合交通戦略要綱 ・高松市公共交通利用促進条例 	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律
所管部局	国土交通省 都市局	国土交通省 運輸局
概要	交通事業とまちづくりが連携した総合的かつ戦略的な交通施策の推進を図る計画	「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする「マスタープラン」としての役割を果たす計画



計画で定める項目はほぼ同じ

連動している箇所においての整合を図る必要がある

2 総合都市交通計画の改定箇所

整合を図る箇所

- 1 計画の基本的事項
 - 1.1 計画策定の目的
 - 1.2 総合都市交通計画改定の背景
 - 1.3 総合都市交通計画の位置づけ
 - 1.4 計画区域の設定(対象区域)
 - 1.5 計画策定にあたっての基本的な考え方
 - 2 改定前総合都市交通計画(H22.11策定)における取組の実施状況
 - 3 高松市の公共交通が抱える問題点の整理
 - 3.1 高松市の概要
 - 3.2 社会経済の状況
 - 3.3 高松市の交通実態
 - 3.4 高松市の現在の交通体系が抱える問題
 - 4 交通体系再構築の基本理念と施策の骨子・方針
 - 4.1 上位計画・関連計画における将来像
 - 4.2 目指すべき将来都市構造
 - 4.3 交通体系変革の必要性
 - 4.4 総合都市交通計画の改定のポイント
 - 4.5 総合都市交通計画の位置付け
 - 4.6 基本理念と5つの基本方針
 - 4.7 施策の骨子
 - 4.8 施策の方針
 - 5 取組むべき施策
 - 5.1 施策の体系
 - 5.2 個別施策の内容
 - 6 アクションプラン
 - 6.1 アクションプラン
 - 6.2 PDCAサイクルによる施策の検証
 - 6.3 総合都市交通計画策定後の推進体制
- 用語解説

「地域公共交通計画」
の改定に伴い、
**整合を図る必要が
生じた箇所**

時点更新

- 1 計画の基本的事項
 - 1.1 計画策定の目的
 - 1.2 **総合都市交通計画改定の背景**
 - 1.3 **総合都市交通計画の位置づけ**
 - 1.4 計画区域の設定(対象区域)
 - 1.5 **計画策定にあたっての基本的な考え方**
 - 2 改定前総合都市交通計画(H22.11策定)における取組の実施状況
 - 3 高松市の公共交通が抱える問題点の整理
 - 3.1 高松市の概要
 - 3.2 **社会経済の状況**
 - 3.3 **高松市の交通実態**
 - 3.4 **高松市の現在の交通体系が抱える問題**
 - 4 交通体系再構築の基本理念と施策の骨子・方針
 - 4.1 **上位計画・関連計画における将来像**
 - 4.2 目指すべき将来都市構造
 - 4.3 交通体系変革の必要性
 - 4.4 総合都市交通計画の改定のポイント
 - 4.5 総合都市交通計画の位置付け
 - 4.6 基本理念と5つの基本方針
 - 4.7 施策の骨子
 - 4.8 施策の方針
 - 5 取組むべき施策
 - 5.1 **施策の体系**
 - 5.2 **個別施策の内容**
 - 6 アクションプラン
 - 6.1 **アクションプラン**
 - 6.2 PDCAサイクルによる施策の検証
 - 6.3 総合都市交通計画策定後の推進体制
- 用語解説

2 総合都市交通計画の改定箇所

目標値

目標	目標指数	現状値(R5)	中長期目標値(R10)
公共交通の利便性向上	公共交通機関利用者数	〇〇人/日	改定前:67,000人/日 改定後:64,958人/日
※地域公共交通計画と整合			
公共交通への転換促進	P&R駐車台数	2,268台(R6.3時点)	1,900台 ※変更なし
自動車への依存度	代表交通手段構成比 (アンケート調査)	66.2%(R5.9時点)	40% ※変更なし
自転車通行空間の整備	整備延長	12.0km	20.4km

現状値 (R5) の集計 及び

「公共交通機関利用者数」 → 地域公共交通計画と整合を図る